

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第27号

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則（令和2年大和市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1号から第23号まで報酬の額（時間額）の欄を次のとおり改める。

円
1, 584
1, 406
1, 342
1, 342
1, 333
1, 378
1, 378
1, 378
1, 315
1, 378
1, 425
1, 473
1, 406
1, 450
1, 491
1, 491
1, 536
1, 584

1, 2 6 7
1, 3 0 6
1, 3 4 9
1, 6 5 8
1, 7 0 0
1, 7 4 1
1, 2 6 5
1, 3 0 7
1, 3 4 9
1, 3 7 8
1, 4 2 5
1, 4 7 3
1, 4 9 1
1, 5 3 6
1, 5 8 4
1, 6 5 5
1, 6 2 5
1, 6 6 5
1, 7 0 5
1, 6 4 0
1, 6 6 1
1, 6 8 1
1, 9 0 1
1, 9 3 0
1, 9 5 8
2, 3 4 5
2, 3 7 3
2, 3 9 5
1, 5 7 4
1, 6 1 6

1, 6 5 3

別表第24号中「病院臨床工学技士」を削り、「1, 6 3 1」を「1, 7 9 2」に、「1, 6 6 3」を「1, 8 2 7」に、「1, 6 9 7」を「1, 8 6 4」に改める。

別表第31号中「2, 1 7 5」を「2, 2 4 5」に改め、同号を同表第32号とし、同表第30号中「2, 9 5 2」を「3, 0 4 7」に、「2, 9 9 6」を「3, 0 9 2」に、「3, 0 3 9」を「3, 1 3 7」に改め、同号を同表第31号とし、同表第29号中「1, 7 4 3」を「1, 7 9 9」に、「1, 7 6 5」を「1, 8 2 2」に、「1, 7 8 8」を「1, 8 4 6」に改め、同号を同表第30号とし、同表第28号中「2, 9 9 6」を「3, 0 9 2」に、「3, 0 3 9」を「3, 1 3 7」に、「3, 0 8 1」を「3, 1 8 0」に改め、同号を同表第29号とし、同表第27号中「1, 7 6 5」を「1, 8 2 2」に、「1, 7 8 8」を「1, 8 4 6」に、「1, 8 1 0」を「1, 8 6 8」に改め、同号を同表第28号とし、同表第26号中「1, 7 5 6」を「1, 8 1 3」に、「1, 7 7 9」を「1, 8 3 6」に、「1, 8 1 2」を「1, 8 7 0」に改め、同号を同表第27号とし、同表第25号中「1, 6 9 7」を「1, 7 5 2」に、「1, 7 2 8」を「1, 7 8 4」に、「1, 7 5 6」を「1, 8 1 3」に改め、同号を同表第26号とし、同表第24号の次に次の1号を加える。

25	病院臨床工学技士	初級	1, 6 8 4
		中級	1, 7 1 7
		上級	1, 7 5 2

同表備考第2項中「第28号」を「第29号」に、「3, 1 5 0円」を「3, 2 5 0円」に、「第30号」を「第31号」に、「3, 1 1 4円」を「3, 2 1 3円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に対する報酬について適用し、同日前までの勤務に対する報酬については、なお従前の例による。